

総務常任委員会会議録

令和元年6月10日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和元年6月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(6月10日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のための出席者	1
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	16
付託事件審査(4)	19
付託事件審査(5)	19
付託事件審査(6)	20
付託事件審査(7)	21
審査終了	23

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和元年6月10日（月曜日） 午前9時58分
場 所 議事堂 委員会室

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第3号 宮古市市税条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第9号 田老地区防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (4) 議案第12号 あらたに生じた土地の確認について
- (5) 議案第13号 字の区域の変更について
- (6) 議案第15号 宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについて
- (7) 議案第7号 旧宮古市役所本庁舎・分庁舎解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委員長	木 村 誠 副委員長
西 村 昭 二 委員	鳥 居 晋 委員
竹 花 邦 彦 委員	田 中 尚 委員
工 藤 小百合 委員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

[付託事件審査]

(1)

総 務 部 長 伊 藤 孝 雄 君	税 務 課 長 松 館 恵 美 子 君
副 主 幹 兼 和 美 邦 彦 君	副 主 幹 兼 佐 々 木 則 夫 君
副 管 理 係 長	市 民 税 係 長

(2)

危 機 管 理 監 芳 賀 直 樹 君	危 機 管 理 課 長 川 原 栄 司 君
副 主 幹 兼 山 崎 正 幸 君	
副 防 災 係 長	

(3)

企 画 部 長 松 下 寛 君

川 井 総 合 田 代 英 輝 君
事 務 所 所 長

副 主 幹 兼
地 域 振 興 係 長 中 村 和 春 君

(4) ~ (6)

企 画 部 長 松 下 寛 君

企 画 課 長 多 田 康 君

主 幹 兼
企 画 調 整 係 長 三 上 巧 君

(7)

企 画 部 長 松 下 寛 君

復 興 推 進 課 長 岩 間 健 君

拠 点 施 設 推 進
室 長 齊 藤 清 志 君

○

議 会 事 務 局 出 席 者

事 務 局 長 菊 地 俊 二

次 長 松 橋 かおる

開 会

午前9時58分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。時間前ですけれどもおそろいようですので始めたいと思います。ただいままでの出席7名であります。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査7件となります。よろしく願いいたします。

議事進行によろしく御協力お願いいたします。

○

付託事件審査（1） 議案第3号 宮古市市税条例等の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託された事件の審査を行います。議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでありますので、省略をいたします。

議案第3号 宮古市市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

審議に入る前に伊藤総務部長より本議案に関する補足資料の配布と説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ちょっと待ってください。それでは伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤孝雄君） お疲れさまでございます。説明させていただきます。

今回の宮古市市税条例等の一部を改正する条例でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、一部改正ということで、4月1日の施行分については、専決処分という形になっておりまして、6月1日施行分については5月10日の議会で議決をいただいているところでございます。今回の改正は、それ以外の部分の改正ということになります。内容につきましては、税務課長のほうから説明いたします。

○委員長（松本尚美君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） では、説明申し上げます。

○委員長（松本尚美君） 座っていいですよ。

○税務課長（松館恵美子君） はい。本条例案は三条の構成となっております。

第1条の宮古市市税条例の一部を改正する条例の主な内容は3点でございます。

1ページをごらんください。1点目は、固定資産税で、条例公布の日から施行されるものでございます。

東日本大震災で被災した償却資産の所有者に代わって償却資産を取得した場合の固定資産税の特例について、取得期限を2年間延長しようとするもので、附則第23条の関係でございます。

2点目は軽自動車税で、本年10月1日及び令和3年4月1日に施行されるものでございます。

軽自動車税率については、環境に配慮した車両の普及を促進し、自動車保有の税負担に配慮するため、平成28年度から改正を重ねてきたところですが、消費税10%実施に合わせて、環境性能割及び種別割のグリーン化特例の最終的な見直しを行うものでございます。附則第15条の2、附則第15条の6、附則第16条の関係となります。

環境性能割でございますが、自動車取得税にかわり新たに環境に配慮した区分別に非課税とするか、軽自動車の取得価格の1%または2%の税率が課されるものでございます。本年10月から実施されることとなっておりますが、10月1日から来年9月30日までの間に取得した軽自動車税については、本来の税率から1%を軽減する臨時措置をとることとしております。

種別割は、環境性能割が新たに課税されることとなったため、これまでの軽自動車税を種別割と呼ぶことになったものでございます。種別割のグリーン化特例は環境に配慮した区分別に税額を軽減する軽課と経年車両について税額を高くする重課がでございます。

2ページをごらんください。軽課は令和3年度までは現行どおり75%、50%、25%の3段階の軽減税率となりますが、令和4年度及び5年度は、電気自動車等のみが75%軽減される対象となります。

専決処分において令和元年度の課税の特例を規定し、今回の改正で令和3年度までと令和5年度までの軽課の特例を3段階で規定するものでございます。

3点目は、個人市民税で令和2年1月1日及び令和3年1月1日に施行されるものでございます。

単身児童扶養者を非課税とし、所要の整備を行うもので、第24条の関係となります。

単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親で婚姻歴のないひとり親を非課税措置の対象に追加するものでございます。

第2条は、平成29年宮古市条例第20号の一部を改正する条例で軽自動車税について、条例公布の日から施行するものでございます。軽自動車の種別割の重課について専決処分において令和元年度に重点化して規定したところですが、令和2年度以降も継続して適用する、しようとするものでございます。附則第16条の関係となります。

第3条は、平成30年宮古市条例第25号の一部を改正する条例で法人市民税について、条例公布の日から施行するものでございます。法人の市民税の申告納付に当たって大法人は申告書を電子情報処理組織による提出を義務づけられたことに伴い、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると、認められる場合の措置について規定するもので、第48条の関係となります。

以上説明申し上げました。よろしく願いいたします。

- 委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。田中委員。
- 委員（田中 尚君） ただいまいただきました資料1の最初の部分（1）固定資産税。この中にですね、償却資産を取得した場合の固定資産税の特例。この特例の中身については、固定資産税ですから、いわば課税しないという判断でよろしいのでしょうか。
- 委員長（松本尚美君） 松館税務課長。
- 税務課長（松館恵美子君） 対象の固定資産税を取得した翌年度から4年間課税標準額の2分の1を軽減するという内容になってございます。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員。
- 委員（田中 尚君） 償却資産の考え方でありませうけれども、例えばその大震災で被災した償却資産ということになりますと、当然使えない。それにかわるものとして例えばその償却資産を購入するとかですね。いろんなケースが想定されるわけなんです、その場合にも、いわば定額の2分の1という形でやるんだという理解でよろしいわけですね。
- 委員長（松本尚美君） 松館税務課長。
- 税務課長（松館恵美子君） 個人が購入した場合については、地方税法で対象になっておりますが、その対象となっていなかった、個人にかわって漁協が代わりに取得して組合員に使わせるような場合について、市税条例で、適用したもので、漁船とか漁網とかそういったものが対象になってございます。
- 委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） この問題にも関連すると思うんですが、実は田老町漁協でお話をいただいたケースなんです、あそこはいわばやっぱりその加工施設が三つほどございまして、いわば償却資産の固定資産税の特例、つまりを適用したいんだけど、県のほうに申請を上げたら認められなかったと。いう事案が生まれてるんですが、それはどっちかというと産業支援センターのほうで把握をされてるのか。あるいは税務課のほうもそういうお話を伺っているのか。ちょっとその辺を。もし御存じでしたら、伺います。

○委員長（松本尚美君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） 恐らくそれは復興特区の軽減の関係で、今回の条例とはまた別になるかと思いますが、産業支援センターを通じて申請を出して県が対象になるかどうかを判断して、対象になればその結果がこちらにおきてきますので、それでもって軽減をするというふうに、そういう流れになっております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ちょっと所管が違いますので、これ以上の質問はやめますけれども。いずれ、私が聞き及んだ範囲では、第3加工場を新しくつくった場合に、いわば県が認めるその距離が2キロメートルだと。直線距離で2キロメートルの内と。ということが一つの基準だったみたいで。ところが実際上は2キロと98メートル。いずれ2キロをちょっと超えたということで、2キロっていえば2キロだなというふうな思いもしたんですが、いずれこの問題については、私どもも、できればそういう復興特区の中で1番その被害を受けた漁業施設の再開に向けてということだね。正直言いましたうちの県会議員を通じて、ちょっと県のほうの判断も確認をさせていただきました。そうしたところが、県の理解は宮古市とちゃんと連絡をとって、宮古市のいわば合意も得て判断したことだと。いうふうなことだったんですね。そういうことがありましたので、ちょっと紹介だけしときます。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。ないようですので、これで質疑を終わります。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 議案第3号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので直ちにお諮りいたします。

議案第3号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第3号は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員入れ替えありますか。

○

付託事件審査（2） 議案第9号 田老地区防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 議案第9号田老地区防災行政無線施設整備工事の請負契約の締結に関し議決を求める事についてを議題といたします。

審議に入る前に、芳賀危機管理監より本議案に関する補足資料の配布と説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） おはようございますと、今回もよろしく願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 座ってどうぞ。

○危機管理監（芳賀直樹君） ありがとうございます。防災行政無線の事業につきましては、毎年度、予算御審議いただき、認めていただき、年度を進めてさせていただいています。昨年もこの市役所の新庁舎にかかわる予算。購入分と移設分とお認めいただき、何とか運用開始したところであります。今回は、いわゆるデジタル化の最終となります田老地区について、審議のほどよろしく申し上げます。細部は危機管理課長のほうに説明させます。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） 私のほうから、田老地区防災行政無線施設整備事業の概要について、配付させていただきました資料に沿って説明させていただきます。

まず、事業の目的でございますが、宮古市はこれまで市町村合併の後、防災行政無線のデジタル化による統合進めてまいりました。今年度は先ほど危機管理監からもありましたが最終年度となりますけれども、田老地区の防災行政無線。平成12年に整備しまして18年経過しております。この施設をデジタル化整備して統合を行うというものになっております。これまでの市の整備経過につきましては、下の表、あるいは図のとおりになっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

1枚お開きいただきまして、工事の概要ということで書かせていただいております。予算につきましては、今年度当初予算で3億3,800万円ほど計上してお認めいただいております。

財源のほうは緊急防災減債事業債ということで起債でございます。

それから、入札でございますが、条件付一般競争入札を5月21日に行いまして、落札したのが日本電気株式会社岩手支店となります。

工期については250日で、落札金額が3億2,780万円ということで、落札率については96.98%ということになります。

続いて工事費の内訳でございます。こちらの数字につきましては、設計額に請負率を乗じて算出しております。

まず、直接工事費の部分でございますが、遠隔制御局、それから中継局、再送信局それぞれ計上してございまして、直接工事費として2億4,202万円。

それから間接工事費でございますが、共通仮設費、現場管理費等、それぞれ率に応じて計上しまして、4千飛んで32万1千円となっております。

これに消費税10%を加えまして、税込みの工事費としては3億2,780万円というふうな工事内容になっております。

今後のスケジュールになりますけれども、去る5月30日に仮契約を締結させていただきまして、今回の議会でお諮りしているところでございます。

まず、7月上旬に機器製造を始めまして、大体2月中旬まで工事がかかります。

その後、システムの総合試験等を行いまして、2月26日には竣工というふうに考えております。

この辺は各施設管理者との調整をやりながら、移行日とかっていうのは具体的に決めていきたいなというふうに思っております。

それから次のページでございますが、位置図ということで、今回整備する田老の防災行政無線の工事の場所を示してるものでございます。凡例に沿ってお話しさせていただければ、赤の二重丸で屋外拡声子局が44局、いわゆるスピーカーのあるところ。それから中継局が2局。それから再送信局が2局。遠隔制御局が3局。

それから、古い局を撤去するのが二つというふうなことで、こういった田老全域にわたっての更新工事というふうになります。

以上で説明のほうは終わらせていただきます。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりましたが、質疑ある方は挙手願います。田中委員。

○委員（田中 尚君） 本日いただきました資料をもとに質問させていただきます。

2ページ田老地区工事概要の中の部分での質問であります、落札金額が3億2,780万ということで御説明をいただいております。参考までに伺いますが、この事業のいわば最低制限価格はどういうふうに理解したらよろしいのか伺います。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） 入札の公告上はですね、開札後決定し、ということで、今回は2億1,500飛んで8万2,000円という額になっております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 今回本会議で御説明をいただいた部分でもあるんですが、1者応札ということで、通常であれば入札不調というふうな内容であるんですけども。いずれ大震災以降ですね、宮古市はさまざまなことを考慮いたしまして、従来であれば1社入札不調という判断をあえて曲げて、有効ということできております。

そうした場合に、この問題は、請負率なんですけれども、96.98%。一方、競争が入ったところの平均的な請負率は大体85%を切っております。実にそういう意味では10%以上もですね。競争が働かないために、例えば3億3,000万の予算ですと10%ですから、大体もう3,500万前後の高コストって言い方が正しいかどうかわかりませんが、そういう形になってるっていうことについては、これはどうでしょうかね。そろそろ見直す時期ではないのかっていうことも、いろんな会議の場面で指摘をさせていただいてるわけなんです。今年度、つまり8年を経て、ほぼ復旧もいわばその出口が見えた。という状況で、なおかつこういう状況というのは、ちょっと私は、どういうものかなという気がしますので、そこはどのようにお考えか伺います。

○委員長（松本尚美君） 危機管理監でいいのかな。入札関係になるよね。

〔「入札関係になりますね。答弁する方がいないですね。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） おっしゃるとおり入札制度の関係でございますので、私からお答えする部分はその関係はないんでございますけども。今回の条件付一般競争入札ということで、その日にならないと、誰が来るか、来るかっていうか。そういうシステムではございますので、一定程度の競争原理が働いてるんじゃないかと思えます。

ただその制度自体が云々という話はちょっと私からは控えさせていただきますけども。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そうしますと、この本案のいわば議案審議に関する内容でもあろうかなと私は思うんですよ。つまり具体的には契約額の提案いただいておりますのでね。そうするとこの金額が妥当かどうかっていう部分では、入札制度に関する部分が出てくるとすれば委員長。関係課長呼ぶべきだと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（松本尚美君） この審議に関しては、請負契約についてのみ審査を願います。田中委員。

○委員（田中 尚君） 委員長からそういうふうなお答えが返ってくるとは想定しなかったんですが、つまり議会、会議は生き物であります。したがって、契約案件のみに絞って質問してくださいと。絞って質問してるつもりなんです、これから先はむしろ行政のほうの組織の、縦割り組織のですね。関係で、現時点ではお答えする立場にない方々が説明員としていると。いうだけの話なんです。ですから私は、やっぱり議案審議を充実させるためには、関係する担当課の課長さんをお呼びいただきたいと。いうことで、これは議会の審議のあり方として、当たり前じゃないですか。

○委員長（松本尚美君） 入札に関連する質疑に関しましては、別途総務常任委員会が必要と認めるのであれば、別途開催したいと思います。

田中委員。

○委員（田中 尚君） 議案審議のやっぱり賛否に私は影響してくるというふうに考えてるんですよね。それを切り離すっていうことは非常に議会審議が形式的になってしまう。中身は、やっぱりもうどんどん、どんどん、議会審議の内容が実態としてですね、非常に重らみを変えていくと。いう危惧があります。

ただ、委員長のほうからそういうふうなことで再三、いわば会議の進行に当たっての議事進行の行使が示されておりますので、私はそれには納得いきませんが、会議の進行権は委員長ですので、私の質問に対する答弁は必要ないと。いうことが再三示されておりますので、私はそこを確認して終わります。

○委員長（松本尚美君） 1社入札に関しては、今内規含めて認められておりますので、改善については別途、議論する必要があるれば、したいと思います。

工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 2ページの中の工事の内訳の中で質問してもよろしいでしょうか。いいですか。

間接工事費の中で、ちょっと私理解に苦しむのが技術者間接費。技術者間接比率90%と110%、説明をしていただきたいんですが。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） この率にこの間接工事費の内訳につきましては、土木工事の積算基準書ののっとして積算しているものでして、基準書に沿った計上となっているというものでございます。ですので、なんでしょうね。一定程度こういう名目で率を加算して設計するというのが、標準だということで理解しております。

〔「委員長。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ちょっと工藤委員、ちょっと待って。今工藤委員が聞いているのは、私の理解とすれば技術者間接費っていうのは、今土木積算ということですけども、どういう内容のものか。そこを説明いただければと。

山崎副主幹兼防災係長。

○副主幹兼防災係長（山崎正幸君） 積算の内訳を御説明いたします。技術者間接費の対象になっているのは、中継局設備等の機械機器です。中継局。再送信子局。屋外拡声子局。遠隔性制御局、戸別受信局っていうふうな機械ですね。その設定とか設置とか調整とか、そういったところに技術者がかかわる部分がありまして、労務費のほうは、例えば電気工事の方でも接続とかはできるわけですけども、設定とか調整とかっていうことになりまして、やはり高度技術を持った方、資格を持った方が設定するっていうことになりまして、その費用を算定してるということになります。

- 委員長（松本尚美君） 工藤委員。
- 委員（工藤小百合君） 土木の積算基準書の中の説明は、理解しましたけれども、こういう方々はそれぞれ電機工事の中の一定の資格を持つての方だと思われるんですが。この仕事については、この資格を持ったこの技術の方でなければできない。そういう、私は仕事の中でこの技術者の間接比率というのが出てると思うんですが、90%の110%の違いはどこなんですかって、お聞きしたつもりでございますが。
- 委員長（松本尚美君） 失礼しました。川原危機管理課長。
- 危機管理課長（川原栄司君） ちょっとのお時間をいただいて調べさせていただきたいんですが。
- 委員長（松本尚美君） ほかにありますか。
- 鳥居委員。
- 委員（鳥居 晋君） 工事のことで撤去をすることについて、ちょっとお聞きしたいです。
- この、位置図にある明神崎の2と明神崎っていうのがあるんですけども。現在、明神崎には、ありますか。
- 委員長（松本尚美君） 先の答えですか。今の答えですか。
- 山崎副主幹兼防災係長。
- 副主幹兼防災係長（山崎正幸君） 明神崎の先端のほうにですね、防災無線拡声子局があります。
- 今あります。そして、それと、ちょっとだけ陸側にもう一つ別な柱があるんです。岬の海側っていうか、先端の方にある子局が今回撤去しまして、もっと頑丈な柱がありますので、そちらのほうに局を移しかえる。という内容になります。
- 委員長（松本尚美君） 鳥居委員。
- 委員（鳥居 晋君） 今までは、2本あって2本から放送は流れてだったの。
- 委員長（松本尚美君） 山崎副主幹兼防災係長。
- 副主幹兼防災係長（山崎正幸君） 1カ所です。頑丈な柱からは、放送は流れてないです。
- 委員長（松本尚美君） 鳥居委員。
- 委員（鳥居 晋君） なんかね、放送が海で仕事をしてる人が、聞こえないって。そういう話が何回か聞かれてるんですよ。今度は、ちゃんと聞こえるように、やっていただけますね。
- 委員長（松本尚美君） 芳賀危機管理監。
- 危機管理監（芳賀直樹君） 今回、子局の方のスピーカーなんですけども、真崎と明神崎のスピーカーに高出力のスピーカーをつけようと思ってます。それぞれ海側に出っ張ってる岬ですので、南側北側にホーンの今までより大きな形になりますけども、これで漁場の方にはできるだけ多く大きな音を流そうということで、出力の大きいもので。どこまで届くかっていうのはちょっとやってみなきゃいけないんですけども。導入してみたいと思います。実はほかのところでもやりたいんですけども、やっぱり余り大きくすると。住居のあるところだと真下の方がものすごい大きな音で逆に大変なことになりますので、今回この2カ所だけ、ちょっと試行的に、大きな出力というのをやってみたいと思っております。
- 委員長（松本尚美君） 鳥居委員。
- 委員（鳥居 晋君） できればそういうふうにしてやってもらえばいいですね、安全ですね。それともう一ついいですか。
- 委員長（松本尚美君） 鳥居委員。
- 委員（鳥居 晋君） 現在、多分赤色灯っていうんですか。回転灯がついていますけども、あれもやはり継続

してつけていただけますか。

○委員長（松本尚美君） 芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） 鳥居委員のおっしゃるとおり、上にですね、赤い、沿岸のスピーカーのところにはくると回るのがついてるんですけども、やはりちょっと私としても輝度っていうか明るさが暗い。ちょっと視認にくいというふうに認識しています。今それにかわるものとして、フラッシュライト的なものができるんじゃないかということで、業者のほうに検討させています。もちろん、費用のこともあるんですけども、低減化も図られてますので、ストロボ的なものなのか、あとオレンジ色の高輝度のものなのかとそういうものを提案しなさい、ということで今等業者と調整をしているところです。

○委員長（松本尚美君） 鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） 昼についても目立たないかもしれないですけども、夜にワカメとか昆布とか、作業するときは発電機とかいろんな船の音が入るために、放送が聞こえない場合もあるんですよ。そういうときにはやはりこうパッと目立つようなものがついていれば、非常に安心して仕事ができるなと思っています。お願いします。

○委員長（松本尚美君） 鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） それと、現在の台といいますか塔は、これはそれをそのまま使ったり、あるいは交換したりするようなことになってますか。

○委員長（松本尚美君） どっちが先。山崎副主幹兼防災係長。

○副主幹兼防災係長（山崎正幸君） ほとんどの設備は柱を再利用いたします。1カ所だけですね。

摂待。前に生活改善センターって言った場所の子局だけ老朽化しているので、そこだけは取りかえます。あとは再利用です。

○委員長（松本尚美君） さっきの工藤委員の。山崎副主幹兼防災係長、どうぞ。

○副主幹兼防災係長（山崎正幸君） ここで積算されているのがですね、技術者の単価と技術員の単価になります。この2種類になりまして、技術員のほうが90%。技術者のほうが110%なんですが、この110%っていうのは、いろいろ合計しまして、結果がこういう率になっておりまして、細かく算定したときには110ではないんです。合計したときにこの数値になっております。以上です。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。いいですか。ほかにございますか。

西村委員。失礼しました。

○委員（西村昭二君） ちょっと先ほど鳥居委員が言ったことを私も最初ちょっと聞きたかったんで。

答えはある程度いただいたんですけども、危機管理監のほうから先ほど例えば明神崎のほうに、大規模のちょっと高出力のスピーカーをつけるという話がありました。これはもちろん、この地域の方々の声を聞いて、そういうふうにするっていうことにしたとは思いますが、もうちょっと南側のほうとか、スピーカーが少し少ないんじゃないかなっていうのを、ちょっと今図面を見て、その田老の町から檜内までの間のところとかは、聞こえないのではないかな。いうふうに思ったんですが、これは大規模高出力のスピーカーをつけたり、防災無線を網羅するっていうところで、どのようなところで、どのような方々からの声を聞いて、検討したのかなというところを教えてください。

○委員長（松本尚美君） 川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） 設計の段階でですね、音達シミュレーションというのをやっけていまして、音が

どこまでこのスピーカーをつければどこまで通るかというのを調査しまして、それは昨年設計の中で、そういうシミュレーションによりまして、人がいる範囲はここまでなので、ここまで届くようにということで、設計を組んだものでございます。ですので、スピーカーがあるところには住民、住んでる方がいらっちゃって、そこにはほぼスピーカーの音が通るということで設計したものです。図面上は集落とかがないので。スピーカーが少ないところがあるかなと思われるかもしれませんが、そういった住民がいらっちゃるところでカバーして、スピーカーを置いているという設計でございます。

○委員長（松本尚美君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） それは住民っていうのは御自宅がある、居住地域っていうことで理解はします。

先ほどの鳥居委員のともちょっと関連するんですが、要はその漁業者は海の上で、仕事してるわけでありませう。なので、その漁業者の直接の声っていうのを聞いているのかどうか。私も前々回の市政報告会のときに田老の方からも、無線が海上に聞こえないっていう話は聞いてますし、そのほかにもいろいろそういう声が聞こえております。ですから、その漁業の声を一切聞かないでシミュレーションだけで、このスピーカーの位置とか、範囲っていうのを理解して、今回やるのかなと。デジタル化っていうところがメインだと思うんであれなんですけれども、やはりデジタル化されても漁業者が仕事している上で聞こえないっていうのが1番問題ではないのかなっていうところでちょっと質問してます。いかがでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） 西村委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ今回我々とすれば、まず田老の統合化と、その中で、今、業界の中で出始めているその高出力のスピーカーっていうものの性能っていうのがまだはかり知れない。本当にどこまで届くのか。カタログ値どおり届くのかっていうところが、どうもまだ判断できないんで、全ての漁場に対してっていうふうなのは、ちょっとリスクがあるのかなというふうに思っています。今回大きな事業としてはこれが一段落というふうになるわけなんで、この田老の2カ所4方向につけさせていただいて、その効果があれば、そのほか樫内地区の漁場なり、また湾内とか、重茂の漁場なりに将来的に展開できるのかなというふうに思ってます。例えばこれで漁業者の方の評判がよければですね、例えば、宮古湾内も通れるようにできたりとかですね。思ってるんですけども、まだ今ここで大量買いをするのはちょっと怖いのかなというふうに思ってます。

今回、採用しようと思っているものも、実はいろんな出力の段階がありまして、今回考えてるのより更に大出力のものもあります。これは例えば、ハワイとかの津波警報で使ってるスピーカーアンプなんですけども、どの程度のものをどう使ったらいいのかっていうのはちょっとまだ手探りですので、今回は真崎と明神崎の前後だけで、設置させていただきたいというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） 西村委員。

○委員（西村昭二君） はい、わかりました。ありがとうございます。危機管理監の考え、素晴らしいなと思います。ただ漁業者の方の意見をぜひ聞いてもらってですね。そのやはりシミュレーション上だけじゃなくて、1番大事なのは、地元の人の声だと思うので、実際海にいる人たちの声を聞いた上でやって欲しかったなっていうのがあります。でも今後その将来的に今回は試験的って言ったらあれですけども、今回これをやってみていよいよであればどんどんこの事業を進めていってもらえるのかなという期待感を個人的には感じましたので、答えは了解しました。ありがとうございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 参考までにお聞きをしたいという中身ですので、さきの委員長の請負契約の締結に関することから外れるかもしれません。もしかしたら、そこ委員長の判断でお願いをしたいというふうに思います。

一つはですね今年度で全域のデジタル、そしてシステム統合を完了する。きょうの資料によれば整備から18年以上が経過してきたというふうにあるわけですが、これまでの整備費が幾らこの事業にかかわってきたのかということで、もし把握ができていのであれば参考までにお聞かせをいただきたいというふうに思います。委員長とでしょう。この質問。

○委員長（松本尚美君） いいです。わかればですが。資料をお持ちですか。川原危機管理課長。

○危機管理課長（川原栄司君） はい。たしか去年のこの総務常任委員会でも聞かれたんですけども。その時点でもお話しさせていただきましたが、今のところ24.8億というふうに。今年度を足しですね。24.8億ほどになるというふうな積算しております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 田老を含めて24.8億。約25億。こういうふうに理解をいたします。ありがとうございます。すいませんでした。去年のそういった説明があったというのに。

一応これで一応整備が一段落をすると。そうすると今後の課題は、次の老朽化に伴う施設の更新が出てくるよと。こういう理解をしているわけですが。大体整備によって、その更新の時期というのは、例えばこれで行くと、平成19年度で新里それから、宮古等については、整備がされている。大体どのぐらいのスパンで、次の老朽化の更新というものが一般的に言えば考えられるのかと。この点についてはどうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 芳賀危機監理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） お答えします。更新の時期っていうのは今2段階考えられます。

一つは、市役所側にある制御するところなんですけども、これパソコンになってますので、ここのOS。Windowsなんですけども、これのサポートが終わってしまえば、そのバージョンアップするのか、そこのサーバーを買い替えるのかっていう必要が出てきます。これは大体10年ぐらいの単位で出てくると思います。今ですね、ほとんど終わったんですけども、昨年移設した部分はまだWindows7のものが残っていますので、これのサポートが切れたときに、若干出てくるかもしれません。今回買い替えさせた市役所のはWindows10で動いていますので、当分の間は大丈夫だというふうに思っています。そのときに、メモリーの増設とかハードディスクの増設とかで済むのか、サーバー自体を買い替えなければいけないのかっていうことで、値段大きく変わってくると思います。

また、もう一方が受信機とか、スピーカーとか、そういうアンプ系ですけども。こちらのほうは今田老のほうも18年間使ってますけども、かなり長いスパンでいけるのかなというふうに思っています。もちろん故障が増えてきて修理を頼むんですけども。そのときに、修理部品がないって言われれば終わりなんですけども、今のところできる限りスピーカー、アンプ側の方は20年近くは使っていきたいなというふうに思っています。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると整備自体については、それほど大きな金額が、現時点ではですね、これから要する。そうしたことについては、あまり考えられないとこういうふうに理解をしいということですね。

〔「はい。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） よろしいですか。田中委員。

○委員（田中 尚君） 委員長から私の質問には請負契約に限って質問してくださいと。大変、差別感を覚えていますけれども、それはないだろう。つまり、議会の審議は、予算に関連する形ですね。しっかりと住民のサービス向上に役立つ中身なのかどうなのかという部分で、鳥居議員、西村議員がそれぞれ質疑をしてると。それは保障してですね。私は認めないっていうのは明らかにですね。これらの議会運営委員会に、一つ提起してすべき中身だと。思っておりますので、質問に当たりまして一言委員長に指摘をした上で、そういう前段のやりとりがありますので、私の質問を行います。

参考までに伺いますが、竹花議員が質問したその総事業費。今宮古市の世帯数は全部で何世帯ですか。つまり防災行政無線というのは、市民の防災から守るために災害を早く予測をする情報を伝えると。そのための手段としての従来のアナログからデジタル化に変わったと。なおかつ、デジタル化のメリットは、双方向がやりとりができる。例えば災害現場に行くと今こういう状況ですよっていう画像も送れる。こういうメリットがあるんですというのを受けて、実は入った事業なんです。いいです。ざっと今宮古市の世帯数が2万5,000世帯だとすると。だいたいその前後だと思いますがね。さっきの総事業費で割るとですね。世帯当たり9万9,200円。ほぼスマートフォンが買える。スマートフォンの大体特割を含めまして、この半分以下で買える。こういう実態なもんですから。

そこで伺いたい部分は何かと言いますと、この間のデジタル化のいわば事業導入に当たったのメリットとして評価された部分でもあるんですが、どんなふうな事業効果を得られていると。いうふうにお考えでしょうか。この、防災行政無線のデジタル化の事業評価ですよ。これもちょっと質問したらいけない中身かな。私はいちいち委員長に伺いを立てて、質問するというの本来の議会のあり方から著しく外れてると。いうことを、何回も指摘してきた。

○委員長（松本尚美君） いいですか。芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） 田中議員とは何回もこの件に関してお話をさせていただいていますから、デジタル化っていうのは、国政の周波数の利用でもう総務省のほうから半ば強制的に、全国で自治体に指示されたところでもあります。ただアナログからデジタル化っていうことなんですけども、アナログの機材も老朽更新で変えなければいけないと。その時に合わせて変えていきなさいっていう指示で34年度までというふうに指示されていますので、宮古市も長年をかけて少しずつ老朽の時期に合わせてデジタル化をしてきたんで、単にその25億が、デジタル化によって要らない経費がかかったということにはないというふうに思ってます。

あとデジタルのメリットという話ですけども、例えば、今我々が宮古市の300のスピーカー局に放送するんですけども、デジタルになったことによってワンボタン、ツーボタンぐらいで、全体、旧市町村、エリア、1局と、これを指定して放送することが可能になりました。これによって個別にエリアによって放送できると。これはアナログではできなかったことです。例えば、平津戸に熊が出たと言ってもアナログですと、宮古市中に熊が出たと放送しなきゃいけない。現在は川井のその集落の近くの方にだけ注意喚起ができると。いうふうなところがデジタルのメリットです。現在田老はアナログですので、宮古市役所からは田老一斉の放送しかできません。スピーカー1局なり摂待地区なりとか選んだ放送ができませんが、今回のデジタル化によって田老の40以上のスピーカー局、1局1局なり、集落なりをとらえて、個別に放送することが可能になりますもので、そういうものがデジタルのメリットというふうに考えてます。

また双方向というふうなお話をされましたが、現在、田老地区を除くところの7カ所の動画が我々はモニターできています。今度田老もデジタル化されることによって、動画が入ってきますので、いろんなデータがと

れるということではデジタルのメリットじゃないかなというふうに思っています。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 確認しますが、世の中は今5G化の方に、つまり5世代移动通信社会ということで、今までにないような、やっぱりその情報の速度ですね。これがもうどんどん保証される一方でやっぱりAIの登場もある。もう世の中はもう今までにないような形ですね。大きく変わろうとしているなというふうに私は思うんですが、そういう中で先ほど危機管理監のほうからは本音みたいな答弁があったわけでありすけれども、半ば強制的にというふうなね。部分は確かに自治体サイドの受けとめとすれば、それはおっしゃるとおりだと思います。問題は今後のこと。先ほど鳥居議員、西村議員も肝心なのはそれがやっぱり聞こえてない。これ、漁業者だけではなく。陸に住んでる方も同様のことがありましてその都度、いわばスピーカーの向きを変えたりとか増やしたりとかそういうふうな対応をしているのが、今実情だと思います。

加えて、竹花議員の一般質問にも関連するんですが、今住宅の気密化が進んでおりまして、非常に高気密なものですから、外の音がなかなか入ってきにくい。そういう状況からですね、黙って戸別受信機のほうがいいんじゃないのっていうことも以前から田老地域では、地元選出の議員さんもですね、そういう要望してまいりました。

これはですね防災ですから、二重三重に情報を伝えるから必要だっていう考え方も成り立ちます。一方では、我々やっぱり自治体における、この財政運営原則は、最初に最大の効果を上げる。なおかつ二重投資をしない。この二つをですね、いずれも踏み外しているのがこの分野だなと。いうふうに私は思うんですが、危機管理監は私のこういうふうな受けとめについてですね、ちょっと田中議員は考え過ぎだと。ということなのかどうか、ちょっと私はそういう危惧がありますので、もしお持ちでしたら伺います。

○委員長（松本尚美君） 芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） ただ、私今宮古市に帰ってきてみて、防災行政無線がこれだけ。子供のころは気がつかなかったもので、なかったかもしれない。気がつかなかったものですから。これの個人的な考えですけども、土台にあるのは、空襲警報であったり、消防団屯所にある半鐘であったり、そういうものが防災無線の原点にあるのではないのかなというふうに思って、防災無線を見てまいりました。いろいろ我々放送させていただいてますが、まず大事なのは最初のサイレンであったり、2年前の国民保護の変な音のサイレンであったり、そういうものをできるだけ早く市民の方々に伝えるっていう意味があるのではないかなというふうに思っています。また市民2万5,000世帯というお話をしましたが、やはり宮古市は旅行者、観光客もいますし、市民であっても決して24時間家にいるわけではないんで、外歩いているときもあると。そうすると家の中でも知りたいたい外でも情報知りたい。いうことから、いろんな情報を複数やっぱり用意する必要があるんじゃないかなというふうに思っていました。現在、非常に小さい集落において戸別受信機のみでお願いしていると集落がいくつかあります。私がこちらで心配してるのは、大体そういう集落っていうのは家の前に畑があるんですね。家の前の畑で農作業していると。この方々は、家の中では戸別受信機あるかもしれませんが、畑仕事をするときには全く情報がないわけなんです。寝てる時御飯食べる時はいいけど、日中仕事してる時には何も情報が入ってこない。そういう時に、例えばミサイルであったりとか何かの警報が出たときには情報がないんだろうなと。やっぱりそうするとスピーカーからの放送と、そういうスマートフォンとか、あと今展開しているラジオとか複数の手段を用意して、それを皆さんに利用してもらうという方法しかないのかなというふうに思っています。

よって、防災行政無線のサイレン、そのあとのスピーカーの放送、あと防災ラジオの放送、あと、エリアメールとか、いろんなスマートフォンを経由してのメールの情報と、いろんな情報を皆さんにとってもらえないのかなと。やっぱり一つが欠けても不安だなというふうに思っています。

あと、ちょっと田中議員のほうから非常に、96.98%という件についてですけども、私も異常な数字だと思ってます。今回も1者入札で日本電気系の会社を取りましたが、この件に関しては、現在田老の防災無線を担当している富士通。こちらのほうに手を上げなさいっていうのを何年か前をお願いしたことがあります。

富士通が手を挙げることによって、競争理論が働くのではないかと。ただこの統一化っていうことから、どうしても親機を持ってる、親の装置を持ってる場所の細部の情報がないと手をあげられない。富士通が進出するためには、その情報を日本電気から買い取る必要がある。その情報開示していただいてももらわないと手を上げない部分があると。それを考えると、今はその主要がとってるところが広がっていくしかないのが現状です。ですから富士通も手を挙げたいんですけども、やはり金額的にそこまでいけませんというふうなご返事をいただいています。

よって、この防災行政無線の事業については、合併の場合に、メインの市町村が持っているところに統合されていくと。それに関してはほぼ1者の機材システムが入るので、設計とさほど変わらない入札になるのかなというふうに感じています。田中委員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 大変丁寧な、そして詳しいお答えを芳賀危機管理監からいただきましたので、最後に一言だけ私も意見を述べさせて終わりたいと思います。

それはどういうことかといいますと、つまり委員長の理解からすると、それは入札制度にかかわる問題だ。ということの分野に踏み込めますので、あえてお断りをしながら発言をさせていただきますけれども、そういう場合には、随意契約っていう手法がですね、自治体にあるんですよっていうことだけ申し述べて終わります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。私は差別区別は一切しておりません。入札制度、1者応札にかかわる部分に集中しての質疑だったので、私はこの防災無線事業にかかわる部分で関連することは認めておりますので、そこは御理解ください。よろしいですか。

後、質疑ございませんか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なければ、議案第9号に対する討論を行います。討論はございますか。

田中委員。

○委員（田中 尚君） 討論の前提はですね賛成か反対かっていうことについてのいわば討論になるわけでありまして。

○委員長（松本尚美君） 反対討論からお願いします。

○委員（田中 尚君） 反対討論ということになるろうかと思えます。それは我々議会は常にやっぱり市民から見て、この事業費がやっぱり最初の経費で、なおかつ最大の効果を上げるような、そういう中身だろうかというのは非常に議会として大事な視点だろうと思っております。残念ながらそのことにかかわる審議は、本委員会ではできない。なおかつ入札制度にかかわる問題については別途必要があれば議論したい。必要があればっていう判断は誰がするんですかということも含めてですね。私は本案の、いわば賛否の前提条件としても審議が非常に尽くされていない。不十分だ。ということも踏まえますので、事業については、危機管理監のお話もござ

いましたし、冒頭で予算を私どもも認めておりますので、そこには触れない形で、先ほど言った理由です、できるだけやっぱり競争原理の働くような環境を整えた形でやるべきだと。残念ながら本案についてはその状況を欠いているということを理由にですね、反対の討論をさせていただきたい。以上です。

○委員長（松本尚美君） はい次に原案の賛成の討論。発言を許します。なければこれで討論を終わります。

これより、議案第9号採決いたします。この採決は挙手で行います。

お諮りします。本案は原案可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者5名の挙手あり〕

○委員長（松本尚美君） 賛成多数により原案可決すべきものと決しました。

説明員入れかえて。入れ替わってください。

○

付託事件審査（3） 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第11号公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、小国総合交流促進施設を、議題といたします。審議に入る前に松下企画部長より補足資料の配付の申し出がありましたのでこれを許可したいと思います。なお、議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでありますので省略します。

〔「委員長。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） それでは松下企画部長補足説明を願います。

○企画部長（松下 寛君） おはようございます。それではただいま配付いたしました参考資料について若干御説明をしたいと思います。よろしく願いいたします。

お手元の資料の中で、施設の名称につきましては、宮古市小国総合交流促進施設。

設置目的でございます。地場産品の提供、情報発信を行うことによりまして、地域の振興、活性化、それから交流人口の拡大を図る、そして道路利用者の利便性の向上に資することを目的ということで設置したものでございます。

施設の概要につきましてはお手元の資料のとおりでございます。女子トイレにはパウダールームを設けました。それからフリーWi-Fiが使える施設でございます。施設の利用時間につきましては、午前9時から午後5時。休館日は設けないということでございます。

指定管理者が行う主な業務はこの（1）～（4）のとおりそれぞれ施設の維持管理、施設における事業の計画実施、施設の利用許可、それから、これらの業務に付随する業務という四つの業務な業務を行うということになっております。

2ページ目をお開き願います。ここは指定管理者候補者調書でございます。非公募型ということで、今回は団体を指名して非公募方式で審査を行ったところでございます。5月17日に指定管理者運営委員会を開催いたしまして、申請した提案書、それからプレゼンテーション、これに基づきまして審査をしたところでございます。その結果、中ほどでございます。指定管理候補者といたしまして、特定非営利活動法人小国振興舎理事長横道廣吉。を指定したいと考えているところでございます。審査点は100分の64.4という結果でございます。この審査点の考え方につきましては3月の定例会議の3月の総務常任委員会でも若干御質問ありましてお答えしたところでございますが、それぞれの項目の中で市が求める項目、それについて、満たしているだろうということであれば、普通という評価をいたします。それが6割の評価になります。それを、基準として、すぐれ

ていれば上位に加点しますし、劣っていればマイナスに加点するというので、それぞれ審査した結果、64.4ということで、普通であろうということですので、この審査の点数につきましては決して低いものではなく、標準的な、結果だというふうの評価しているところでございます。指定管理予定期間につきましては令和元年7月1日から令和6年3月31日の4年9カ月間、とするところでございます。

この本施設につきましては7月6日の午前10時にオープン、予定しているところでございます。以上が補足資料の説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。今の補足説明を含めて関連する部分での質疑を認めます。

質疑はございますか。田中委員。

○委員（田中 尚君） 確認なんです、ここの施設のいわば内容としてですね、産直・売店施設、フードコート、等々トイレも含めて、ずっと御説明いただいております。延べ床面積にしまして261.54平方メートルということなんです、この中で、利用時間、午前9時から午後5時までとなっておりますが、トイレとか、そういう部分は除くって私は理解してるんですが、それで間違いないですね。確認。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） お答えいたします。産直、それからフードコーナーについては、午前9時から午後5時まで。トイレにつきましては、365日24時間ということで進めております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そこで提案されております。利用時間。この産直フードコート等々につきましては、文字通り施設の名称が交流促進施設ですね。例えば今の時間利用ですと、今、日が非常に長いですね。いわばその夏時間っていう部分については検討がなかったのかどうなのかについて伺います。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 開館時間でございますけれども、市長の承認を得たときは変更することができるということでしております。したがって、夏時間あるいは冬時間ということもあると思います。状況見ながら随時変更はできると、いうことでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今、田中委員のほうから施設の利用時間等々についていろいろやりとりがあったわけですが、この利用時間の設定はいわば市が設定して、いわば指定管理者にこの時間ですよっていうものなのか、それとも指定管理者自身が、こういう時間設定にしたいということのあれを受けて、設定をした。どちらなんでしょう。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 午前9時から午後5時までというのは条例のほうで規定しておるものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 次にですね、実際にこの管理運営体制は、どういう体制で、つまり常駐者がいるのかいないのか。等々含めて、その管理体制は、運営管理体制はどういう体制になるんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） これにつきましては法人のほうで協議をしてきておるところでございます。

基本的には産直がでございます。それから、フードコートがでございます。トイレがでございますということで、法

人のほうでは3名の常駐の体制を考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 3名の常駐という意味合いは、つまり開館時間ずっといるという意味なのか。

それとも常にこの開館時間にいるのは1名で、その他の2名は交代とか、そういう常駐者の勤務っていうかね、そういうのはどういうふうに。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 現在のところこの9時から5時までファーストフードコーナーに1名常駐します。同じように、産直コーナーにも1名を常駐します。そのほかトイレの清掃のほうにも、時間中常駐すると3名フルの体制で考えておるといってございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると指定管理料500万円。本年度は7月からですから、375万円。これらの当然人件費を含んだ指定管理料だというふうに理解していいわけですね。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 市のほうでの指定管理料の部分でございまして、公益の部門それから収益の部門とかかわる部分でございまして。市のほうで指定管理料として積算しておるのは、トイレ。トイレにかかわる、人件費あるいはトイレトーパー等の消耗品費、それから、自動ドア。あるいは浄化槽の維持管理経費とこちらのほうは市のほうの指定管理料で見ると、その他の部分のファーストフードそれから産直コーナー、これにつきましては、法人のほうで見ていただくという整理をしてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると改めて確認いたしますが、この指定管理料年間500万円というのは、トイレの維持、管理費、ここにかかわる部分だということに理解をしてよろしいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） そのとおりでございまして。もう少し詳しく申し上げますと、トイレにかかわる賃金、福利厚生それから消耗品費。それから、施設の草刈り等の委託費用、あるいは、施設の保守点検ということで浄化槽、電気保安業務、消防設備、警備委託、自動ドア保守点検といったような中身が市からの指定管理料に含まれてる部分でございまして。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 内容については理解をいたしました。最後になりますが、このNPO法人の団体の概要を見ますと、会員16名、準会員15名となっております。この会員と準会員の違いは何かということが、もしわかっていたらお知らせいただきたい。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） はい、会員、準会員の違いでございまして、議決権の有無ということにございまして。

○委員長（松本尚美君） 田代川井総合事務所長。会員は、どういう条件でもって会員なのか。準会員なのかというその違いですね。議決権は結果としてでしょうけども。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 規約の中で会費等もうたってございまして。正会員1万円、準会員5,000円とかという部分の違いはございまして。そして制度の中身で言えば、議決権というような形になってございまして。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 率直に申し上げますと、例えばここに、さまざま参加をする、地域の方々。これは会員でなければだめだとか、準会員でもいいよという、そういう区別等がされているのかなというふうな思いもあってお聞きをしたわけですが、いわば会員だろうが、準会員だろうがそこは区別なく、ここの交流施設の、さっき言ったフードコート等にですね。参加できるんだと。あるいは産直にもものを提供できるんだとこういうことがどうなってるのかな。という意味合いでお聞きをいたしました。

○委員長（松本尚美君） 田代総合事務所長。

○川井総合事務所長（田代英輝君） 会員それから準会員、こちらにつきましては、会員であっても準会員でありまして、産直等に参加することは可能ということでございます。

〔「わかりました。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。なければこれで質疑を終わります。

議案第11号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第11号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案可決すべきものと決定しました。説明員の入れかえを行います。

○

付託事件審査（４） 議案第12号 あらたに生じた土地の確認について

○委員長（松本尚美君） 議案第12号、あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終わります。議案第12号に対する討論を行います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第12号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第12号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（５） 議案第13号 字の区域の変更について

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第13号字の区域の変更についてを議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終わります。議案第13号に対する討論を行います。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第13号は原案可決すべきも

のと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（6）議案第15号 宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第15号宮古市過疎地域自立促進計画を変更することに関し議決を求める事についてを議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） この理由は、農道改修事業を追加というふうになっております。そこで、具体的に過疎債を活用した農道改修を行う事業が、決まったことによって。というふうに理解をしているわけですが、具体的にですね、その改修事業についてですね、少し御説明をいただきたいなというふうに思っております。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） お尋ねの農道改修事業でございますが、具体的な箇所名で申し上げますと、農道花輪1号線改修工事。ということとなっております。田鎖地区の農道の改修の工事というふうに聞いてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） ちなみに事業費の予定はどのぐらい。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 全体事業費で現在の予定でございますが、1,000飛び50万円ほどでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今、全体事業費1,050万円。これを過疎債を使って整備をしたいということなのですが、当然それは有利な起債ということは重々わかるわけですが、そこら辺の過疎債を使ってこれを整備しようと、つまり、なかなか一般財源では厳しいということがあるのかなのか。

当然過疎債を使った方が有利だよということは当然わかるわけですが、そこら辺ちょっとこれを、過疎債を使って整備をしなければならぬ。あるいはしようということのですね。その背景ってどうか、もしあればちょっとお聞かせをいただきたいなど。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 今回計画変更のとおり当初は農道の改修工事は過疎債で予定しなかったところがございますが、今般農道改修する必要が出てまいりました。それで財源等を検討した結果、一般単独債で見ると過疎債のほうが有利である。というふうな結論に至り、計画変更した上で過疎債導入しようという決定をしたところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 当然これは計画変更をですから、当然計画自体については、さほどこれは手続的にはですね。問題はそうすると具体的に過疎債をいつ利活用して事業に当たるか。こういうことだと思う。今のところ市とすれば、この事業は何年度、1,050万ですから。単年度で済むのかなというふうな思いをしていますが、事業年度とすればいつを予定をして、計画変更ということか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 事業年度としては31年度ということで議決をいただければ、今年度中8月ごろの着工目指し、3月ごろの完工を目指して事業を進めたいというような考えでございます。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なければ質疑を終わります。議案第15号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第15号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第15号は原案可決すべきものと可決すべきものと決定しました。

説明員の入れかえを行います。

○

付託事件審査（7）議案第7号 旧宮古市役所本庁舎・分庁舎解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 議案第7号旧宮古市役所本庁舎、分庁舎解体工事の請負契約の締結に関し議決を求める事についてを議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。議案第7号の7の1ページですね。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 契約の中身ちょっとお伺いしたいというふうに思います。アスベストが出てきたという話は聞いてきたわけですが、アスベストのですね、除去のかかる金額は、この契約でいくと幾ら見込んでいるのでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） お答えいたします。まだ仮契約段階でございまして、応札し、この仮契約を結んだ者からいただいている資料につきましては、工種ごとの内訳だけでございます。我々のほうでは発注段階で設計図書を組んでおりますが、範囲での金額ということで、推測するという段階でございまして、ちょっといくらぐらいというのがですね。この契約額に対しての部分はちょっとお答えできない状況でございます。

○委員長（松本尚美君） 積算額も無理なの。岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 工事費内訳書を各者から入札段階で出させていただいてますが、これの内訳が本庁舎、分庁舎本館解体工事、別館解体工事、外構工事等々という区分の中で、そのほかは直接工事費の合計。後は現場管理費、一般管理費という内訳での提出でございますので、その内訳については設計図書段階のものであれば、お話しできるんですが。

○委員長（松本尚美君） その部分でいいんじゃないですか。はい、前提で。

○復興推進課長（岩間 健君） それではですね設計図書の中でですね、環境配慮の除去という項目がございます。これらの調査と処分ということで、私どもで把握しているのがですね、大体諸経費込みで1億3,000万円ぐらいかなというふうなことで、私の目で拾っておりました。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。いいですか。あとございますか。ほかに。工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 今の竹花委員のアスベストについて、私も少しお聞きしたいんですが、アスベストの種類って、レベルが、表示されるじゃないですか。1とか2とか3とかって。この本庁舎のアスベストのレベルがどのくらいなんですか。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） お答えいたします。アスベストについては、去る2月25日の総務常任委員会のほうで資料提示しお示したところですけども、飛散危険度が高い順にレベル1、2、3とございます。

今回対象としております。レベル1、2でございまして、1があった分については本庁舎の外壁でございまして、そして、レベル2という部分で申しますと、本庁舎ですと7階の電気室の煙突の断熱材ですとか、あとは分庁舎のほうの3階に配管エルボ材ということがございます。ボイラーの関係でございまして。こちらのほうがそのような、おおむね判定をいただいておりますので、それらをターゲットとして除去したいと考えております。

○委員長（松本尚美君） 後、質疑ございますか。工藤委員。

○委員（工藤小百合君） この入札は、11者応札があったという前に説明をお聞きしたんですが、この中の入札率。競争原理が働いてまして81.63%落札率。この業者は、このほかに、花輪の新築工事も請け負ってましかも、こういうふうなおつきい工事を2カ所、1者が応札して、本当にこの適切な工事ができるのかなとちょっと心配な部分があったんですが、それはできるということではちゃんと入札してると思うんですけども、どちらも入札率は落札率は80. ちよつと。80なん%という形なんですけど、確かに、資格もあつたし、入札のある程度のこの金額。予定価格より多いのもあつたり、最低金額もあつていろいろあるんですが、今のこれからある程度の仕事が落ちついてきたときに、このようにこの入札原理が働く入札のところと、ちょっと話違うんですけども、もう特定の工事みたいにし、1者しか応札がないような工事もあるわけじゃないですか。そういうことの入札の整合性っていうんですか。それはどのようにお考えになりますか。ここでこういう質問するのはちよつと。

○委員長（松本尚美君） 質問変えてください。

○委員（工藤小百合君） すいません元に戻ります。条件付一般競争入札の落札率について、市側はどのようにお考えになってますか。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） この落札率についてっていうことで、仮契約を結んだ佐々勇建設さんの金額もそうなんですけども。他の者についてもやはり80%、90%前半台ということでの応札があったというふうなことで報告を受けております。これについては、復興の工事、業務、建築も含めて、落ちついてきてるっていう言い方は大変失礼かもしれませんが、絶対数、絶対量が落ちてきているのは、御認識のとおりかと思えます。そんな中で我々は条件つきということでは、やはり一級建築士がいる、いないとかですね。そういう条件付しての一般競争となりました。指名ということでございまして、応札をいただいた者が11者ございまして、そのうち市内が8者もございまして、準市内が3者ということで、なおはい。その内ですと、2者。最適制限価格を下回った2者もございまして。その辺のそれぞれにヒアリングをしているわけではございませんので、明らかな分析ができておりませんが、そのような状況であるという御報告とさせていただきたいと思えます。

○委員長（松本尚美君） 他に質疑はございますか。鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） ちょっと認識不足、知識不足でわからないところなんですけども。本庁舎もそうですし、分庁舎もありますけど、工事内容に全面解体G Lマイナス3メートルでって書いてあるんですが、これは、どのような事ですか。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） レベルがあるところの地下にどれくらいまで撤去するかっていう意味で、G Lというのはマイナス3メートルまで撤去。埋設物等あれば撤去をしようというレベルでございます。

○委員長（松本尚美君） 鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） 地面より3メートルと考えればいいんですよ。そうなったとき、多分、多分というのは失礼な話かもわかんないけども、本庁舎のあたりは3メートル掘ったら、多分水が出るのでないかと思うんですけども、その辺のとは頭に入っているのかな。

○委員長（松本尚美君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） それについても考えております。地下のさまざまな配管とか、地下レベルの建設の部分もあります。当時昭和46年もありましたのでそれについて、必要な工事をしたいと思っておりますので、そのあたりを基準にすることによって湧水とか、それについては心配ないレベルだというふうに解体設計の中では、判断しておりました。

○委員長（松本尚美君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なければ質疑を終わります。これから議案第7号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第7号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第7号は原案可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

6月21日の本会議における議案第3号、議案第7号、議案第9号、議案第11号から議案第13号及び議案第15号の委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

午前11時29分 審査終了

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美